

「第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る  
パブリックコメント（意見公募）実施要領

近江八幡市では、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する基本的方向と具体的な施策をまとめた「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を平成27年10月に策定しております。

総合戦略については、計画期間が令和2年度をもって終了となることから、この度、第2期となる総合戦略（案）を作成いたしました。

つきましては、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

1. 公表する資料

第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要版（案）

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- (3) 安土町総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- (4) 各学区コミュニティセンター
- (5) 総合政策部企画課（近江八幡市役所本庁舎3階）

3. 意見の募集期間

令和3年2月15日（月）～令和3年3月5日（金）《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地  
近江八幡市 総合政策部 企画課
- (2) ファックス 0748-32-2695
- (3) 電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp

※上記「2. 資料の公表場所」（（5）を除く）では提出いただけません。

5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

## 6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください

- (1) 件名「第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」
- (2) 住所、名前、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください）
- (3) ご意見は、日本語で提出してください

### (書式例)

近江八幡市 総合政策部 企画課 あて

「第2期近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について」

住 所：

名 前：

電話番号：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

意 見：

- ・〇〇について、  
意見内容  
（ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように）

## 7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部企画課にて公表します。

- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして、市の計画として最終決定し、公表します。

## 8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 企画課

電話：0748-36-5527 ファックス：0748-32-2695

Eメール：010202@city.omihachiman.lg.jp